

令和6年8月30日

東京都知事 小池百合子殿

特定非営利活動法人 東京養育家庭の会
能登 和子

令和7年度の施策及び要望書

平素より、社会的養護の子供たちの養育に関し、一方ならぬご尽力をいただいております、心から感謝を申し上げます。

今年度より改正児童福祉法が施行され、社会的養護の分野で自立支援事業や意見表明等支援事業の拡充が盛り込まれました。中でも東京都においては今年度より意見表明支援のモデル事業が実施されます。養育家庭の子供の意見表明がどのように行われ、子供の反応についても検証し、実効性のあるものとして次年度以降の本実施に繋げる必要があります。

また、「社会的養育推進計画」の前半の5年が終了し、東京都や各区では見直しが行われ今後5年間の方向が検討されています。東京の実情に合わせた委託率の再検討や課題を多く抱える子供の委託、一時保護委託からのアセスメントの無いままの本委託、委託解除児課題（委託後1年未満の解除30%）等、里親の養育力の問題もありますが、児童相談所やフォスタリング機関職員が定着しないことによる支援力の低下の問題もあると考えられます。児童相談所の職員研修と同様に、フォスタリング機関の職員研修も実施し、支援力の向上などのフォスタリング機関でも同様なサービスが提供できる必要があります。前記したように意見表明等支事業の充実と意見表明等支援員の都による統一した養成も必要となります。「傾聴より子供を見て」の里親の声は多く里親支援専門相談員の施設機能を活用した支援が望まれています。レスパイトや地域子供支援強化事業を活用した一時預かりにより子供の実情をつかみ、その子に合った支援を願うものです。

先般、交通事故により委託児が被害を受け賠償問題が発生しました。保険会社は実親の承諾がないと保険料が支払われないという状況でしたが、東京都の国土交通省への働きかけと実親の承諾により被害を受けた子供が保険金を受け取ることができましたが、今後もこのようなことが起こり得ることであり、被害を受けた子供が不利益を受けないよう東京都として対応する必要があります。

こうした状況を踏まえ、来年度の施策の企画立案及び予算編成に向けて、別紙のとおり要望させていただきます。子どもたちの健やかな成長のため、ご高配の程、どうかよろしくお願い致します。

1) 東京都養育家庭制度に対する要望

- ・里親登録更新時の研修を国の基準に則り、5年毎に見直してください。
- ・修学旅行等宿泊を伴う学校行事において、一部学校では学校では個人情報保護の観点から封印しての受診券の提出がありますが、そうでない学校もあり抵抗を感じる
- ・レスパイトについては現況、里親間のみが対象となっていますが、高年齢児においては里親間だけでは限界があります。児童養護施設などでもレスパイトできるよう対象範囲を広げてください。
- ・バディチームや家事育児支援を利用したい里親は、低年齢児を受託している家庭が多く、緊急を要する場面が多々あります。しかし現況は緊急時の使用が困難です。緊急時に対応可能な民間の事業所を里親自身が選択できるように変更してください。
- ・東京都は損害賠償責任保険に加入し、養育または交流中の児童が怪我や死亡、損害事故（被保険者が故意または重大な過失がある場合を除く）があった場合に補償しています。しかし、これは小学校5年生以上の児童が対象であり、4年生以下の乳幼児・児童においては里親に看護責任があるという理由で賠償保険の対象外です。この事由で補償されないのであれば、現在の加入先である東京海上日動火災(株)ではなく、全児童を補償対象にしている他の保険会社に変更してください。

2) 児童相談所に対する要望

- ・児童相談所との連絡は電話以外のメール等も活用ができるようにしてください。
 - ・一時保護委託は外出が許可されない場合もあるため、翌日以降の衣類に困ります。急を要する事態ですので、最低でも1日分の衣類を児童相談所で用意して持たせてください。
- また、一時保護委託が長期にわたる場合、日常的な外出や子供の心の安定のための外出ができるようにしてください。
- ・子供の状況や家庭の状況により対応の違いはありますが、以下の事へのできる限りの各児相相談所の統一した見解と丁寧な説明をお願いします。

1) 新規委託時子供の情報。

2) 第二子以降における受託・措置変更・未委託家庭への対応。

3) 里父夫の単身赴任、里親の死別や離婚等による措置解除の事由

4) 措置延長の基準

- ・幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校と、学校に児童相談所職員が訪問する際は、里子の現況把握において相応しい訪問時期を判断するためにも、里親との信頼関係構築のためにも、里親に事前連絡した上で訪問してください。

3) 外国籍の里子について

- ・外国籍の里子への身分保障として、委託後に日本国籍取得、入管手続き等を里親が行うのは困難です。委託前、委託後においても児童相談所の配慮をお願いいたします。

・同様に、委託後の在留資格取得についても里親が行うのは多くの困難が生じるため、児童相談所の子担当が責任をもって行ってください。また更新料の支弁もお願いします。

4) 里子の委託費について

・毎年提出している要望ですが、近年、発達に課題がある委託児が多くいます。しかし、幼児や小学生という低年齢時からの適切な対処により改善が見込まれることが十分に期待されます。そのために、発達に課題があると診断された委託児に対しては年齢の枠を取りはらい、専門的な通塾を許可し塾代の支弁をお願いします。

・現況の幼児・小学生は誰も、いくつもの習い事をしています。里子においても成長の後押しの一環として習い事の費用の支弁をお願いします。

・高校生の塾代の負担が大きいため、特別育成費（補習費）の上限を増額してください。

・小学5年生の移動教室や中学2年生の宿泊行事は修学旅行と同額程度の費用が必要です。修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事の実費支弁をお願いします。

・小学生・中学生は著しく成長する時期です。成長に伴う制服（小学校でも制服の学校がある）や体育着等の買い替え費用の支弁をお願いします。

・中学生・高校生の中途委託時の支度金を増額してください。

・愛の手帳や障害者手帳取得申請のための診断書費用の支弁をお願いします。

・高等学校や大学の入学選抜試験において、第2志望校の受験を行い、その後に第1志望校に合格した場合、先行して支払った受験校の入学金は里親負担が現状です。2校分の受験を認めていただきましたので、2校分の入学金の支弁金額を算出してください。

・一般生活費は乳児以外高校生まで同額です。高校生の一般生活費を増額してください。

・高校生は定期代が別途支弁されるようになって以来、特別育成費が月額定額支弁方式から学用品や通学用品、その他の学校で使用するものなど通学に関連する費用に限定された実費請求となりました。以前の通り、月額定額支弁方式に戻してください。

5) その他

・購入時ポイントの扱いについて

昨今の買い物の支払いはクレジットカードやペイペイ払い等が増加し、そこには金額に応じた購入時ポイントが付与されます。現金支払いが減少した現状から、ポイント付与を許可し、立替金の精算時にポイントを差し引いての申請書類作成の手間を軽減してください。

・緊急一時保護について

一時保護中、基本的に通学は認められていませんが、例外的に認められた児童・生徒であっても通学費用の請求は行えません。通学費用の支弁をしてください。